

設備投資促進資金

この資金の特徴

- ☑ 人手不足への対応、省エネ・創エネの実現(サーキュラーエコノミーの取組も含む)、事業再構築の推進を目的とした設備投資に取り組む方向けの資金です。
- ☑ 融資期間15年間^(※1)、融資限度額2億円^(※1)と長期の安定した資金調達が可能です。

※1 土地・建物の取得等を含む場合に限りです。

次のような方におすすめです

- 人手不足の解消又は緩和のために設備投資を行いたい。
- 省エネ・創エネ、事業再構築のための設備を購入したい。

融資条件

		設備資金	運転資金
		【原則、設備投資に伴う運転資金に限りです】	
限度額		1億5,000万円 (一部2億円 ^(※2))	5,000万円
		設備・運転併用の場合は、合計1億5,000万円(一部2億円 ^(※2))	
利率 (年以内)	10年超15年以内	年2.4%	年2.3%
	5年超10年以内	年2.2%	年2.1%
	3年超 5年以内	年2.0%	年1.9%
	1年超 3年以内	年1.8%	年1.7%
		令和8年10月1日現在の利率です。(固定金利)	
期間・償還方法		1年超10年以内 (一部1年超15年以内 ^(※2))	1年超7年以内
		据置2年以内 元金均等月賦償還	
担保		取扱金融機関及び信用保証協会との協議により定める	
保証人		個人:原則として不要 法人:原則として代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度の要件を満たし、経営者による保証の提供を希望しない場合は不要	
信用保証		付する(保証料 年0.45%~1.64%以内) 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乗せとなる	

※2 土地の取得又は建物の建築・取得に必要な資金を含む場合に限りです。

資金使途

設備資金	運転資金
人手不足への対応、省エネ・創エネの実現、事業再構築の推進に必要な設備の新設等を目的とした資金	設備の新設に伴い必要となる経費 ^(※3) に充てる資金 ^(※4) ※3 新設した機械設備用の材料を購入する費用等 ※4 省エネ・創エネの実現の場合、様式14-3の事業計画に記載の導入設備であって、資金的支出に該当せず、運転資金に当たるものを含まず。

ただし、次の資金使途は融資対象になりません。

- × 住宅、株式、乗用車の取得資金
- × 法令に違反する設備及び県外に設置する設備のための資金
- × 申込者以外が使用する設備のための資金
- × 借入金の返済、納税に充てる資金、転貸資金
- × 設置済み(土地取得済み等)又は支払済みの設備のための資金 等

融資については取扱金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしてもご希望に添えない場合があります。

融 資 対 象 者

設備投資促進資金は、次の全てに該当する中小企業者（個人、会社、NPO法人等）及び中小企業組合を対象としています。

1 次のア～ウのいずれかに該当する。

- ア 人手不足の解消又は緩和のための設備投資
- イ 省エネ・創エネの実現のための設備投資
- ウ 事業再構築の推進のための設備投資

2 信用保証対象業種^(※5)を営んでいる。

※5 一般にいう商工業者のほとんどが対象となります。

ただし、原則して農林漁業、金融業（一部例外あり）、学校法人、宗教法人等は対象となりません。

3 申込みの日以前1年以上引き続き県内に事業所を有し、同一事業を営んでいる。

（県外から移転し、申込日において県内のみに事業所を有している場合については、県外での実績を含めて1年以上引き続き同一事業を営んでいること。）

4 事業税等を滞納していない。

5 事業に必要な許認可等を取得している。 等

申込みにあたっての必要書類

申込みに必要な書類		備考
埼玉県中小企業制度融資申込書（県所定様式1）		・受付機関にて配布、もしくは県HPからもダウンロードできます。
事業税の納税証明書等		・事業税の税額等の証明又は滞納がないことの証明 ・個人事業税の課税対象とならない事業を営んでいる個人は、県民税及び市町村民税の納税証明書等
最新2期分の確定申告書（決算書）の写し		・2期目の確定申告又は決算が終了していない場合は1期分で可
許可書・登録書等の写し		・必要な業種の場合
特約書（ひな形：様式28）		・融資実行に先立ち取扱金融機関に提出
見積書の写し等（設備資金の場合）		・見積書、カタログ等の資金使途が分かる資料
本資金の利用に係る必要書類	対象者要件1ア	・設備投資促進資金に係る認定書（県所定様式14-1）
	対象者要件1イ	・設備投資促進資金に係る認定書（省エネ・創エネ実現につながる設備投資）（県所定様式14-3） （アの場合は事業計画書又は実施計画書、交付決定通知書等の写しでも可）
	対象者要件1ウ	・事業計画書又は実施計画書、交付決定通知書等の写し
【信用保証協会必要書類】		・印鑑証明書、登記事項証明書 等 ・事業者選択型経営者保証非提供制度に基づき保証人による保証の提供を希望しない場合は保証協会所定の「『事業者選択型経営者保証非提供制度』要件確認書兼誓約書」、提供する場合は保証協会所定の「『経営者保証に関するガイドライン』等」に係るご説明

※ 金融機関や保証協会の審査過程において、上記以外の書類が必要となる場合があります。

受 付 場 所

事業所が所在する地区の商工会議所・商工会
（中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会

取 扱 金 融 機 関

銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫の、原則県内に所在する本支店

※日本政策金融公庫、ゆうちょ銀行、農業協同組合、労働金庫では取り扱いができません。

お問い合わせはこちらまで

- ・埼玉県産業労働部経営・金融支援課
企画・制度融資担当
電 話：048-830-3801・3803
さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県庁本庁舎5階
- ・事業所が所在する地区の商工会議所・商工会
- ・中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会



詳細につきましては、県経営・金融支援課ホームページをご覧ください。 [埼玉県制度融資で検索](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/>